

神戸駅周辺地区浸水対策事業

基本協定書（案）

令和2年7月

神 戸 市

基本協定書（案）

神戸市が実施する神戸駅周辺地区浸水対策事業（以下「本事業」という。）に関し、神戸市（以下「甲」という。）と落札者である●特定建設工事共同企業体（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、本事業にかかる対象施設の設計、建設及び引渡し等を主な内容とする契約（以下「設計及び建設工事請負契約」という。）に係る入札（以下「本件入札」という。）の結果、乙が落札者として決定されたことを確認し、甲との契約締結に向けての甲及び乙の義務を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、設計及び建設工事請負契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 乙は、設計及び建設工事請負契約の締結のための協議においては、本件入札の落札者選定に係る甲の要望事項を尊重する。

（契約の締結）

第3条 甲及び乙は、令和 [] 年 [] 月 [] 日までに、本件入札に係る入札説明書に従って、設計及び建設工事請負契約を締結する。

（準備行為）

第4条 乙は設計及び建設工事請負契約の締結前においても、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で協力する。

（契約の締結に至らなかった場合の取扱い）

第5条 設計及び建設工事請負契約に至らなかった場合には、甲及び乙は、本事業の準備に関し、各自が既に支出した費用等は各自の負担とし、甲の乙に対する入札保証金の返却義務の外には相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項規定には、甲が乙に対して神戸指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）の規定を適用することを妨げない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により設計及び建設工事請負契約の締結に至らなかった場合には、甲は乙に入札保証金を返還せず、又は入札保証金に代わる担保に係る権利を実行することができる。この場合において甲が神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条の規定により入札保証金の納付

を免除していたときは、乙は、甲の請求がありしだい、入札保証金相当額の違約金を支払う義務を負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(乙の倒産等)

第6条 乙を構成する者のいずれかについて、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民生再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、その他これに類する法的倒産手続き開始の申立てが行われた場合、又は甲による指名停止が行われた場合において、乙が契約内容に適合した履行ができないと甲が認めるときは、設計及び建設工事請負契約は締結しない。

(維持管理業務委託契約の締結)

第7条 甲は、乙が本件入札において甲に提出した技術提案書において本事業の維持管理を行う企業と定められている者（第3項で「維持管理企業」という。）の協議が調ったときは、本事業にかかる工事により築造された雨水ポンプ場の維持管理の包括的な業務委託にかかる契約（以下、本条で「維持管理業務委託契約」という。）を締結する。

- 2 維持管理業務委託契約の締結は、前項の雨水ポンプ場の供用開始日の概ね3か月前を目途とする。
- 3 乙は、第1項の維持管理業務委託契約の締結の協議に当たり、乙及び維持管理企業のなかから維持管理に係る代表企業を選定して、甲に届け出るものとする。甲との維持管理業務委託契約の契約行為は、維持管理に係る代表企業が行うものとする。

この基本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記入押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

甲 神戸市

[住 所]

神戸市長

乙 ●特定建設共同企業体

(代表企業)

[住 所]

[名 称]

[代表者]

(構成員)

[住 所]

[名 称]

[代表者]

(構成員)

[住 所]

[名 称]

[代表者]

(構成員)

[住 所]

[名 称]

[代表者]

(維持管理企業)

[住 所]

[名 称]

[代表者]